

埼玉労働局発表  
令和6年10月29日

【照会先】  
埼玉労働局雇用環境・均等部指導課  
課長 平田 和広  
課長補佐 鈴木 めぐみ  
(代表電話)048(600)6269

報道関係者 各位

## 12月は「職場のハラスメント対策強化月間」です

### ー県内企業のハラスメント対策を支援しますー

埼玉労働局、埼玉県、県内労使団体で構成する埼玉県公労使会議（※）では、12月を「職場のハラスメント対策強化月間」として定め、ハラスメントのない職場づくりを推進します（資料1）。

埼玉労働局（局長片淵<sup>かたふち</sup> 仁文<sup>ひろふみ</sup>）は、埼玉県と連携して職場のハラスメント対策強化月間関係セミナー等を実施するほか、同期間内の特別相談窓口設置、事業主に対するハラスメント防止対策の自主点検の呼びかけを行います。

#### ※ 埼玉県公労使会議

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

（構成機関・団体）

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、（一社）埼玉県経営者協会、（一社）埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、（一社）埼玉中小企業家同友会、埼玉経済同友会

#### ■実施概要

##### 1 職場のハラスメント対策強化月間 特別相談窓口（資料1）

【期間】令和6年12月2日（月）～12月27日（金）

（9:00～17:00 土・日曜日、祝日、年末年始除く）

【窓口】埼玉労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー

048-600-6262

来局相談も可能（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシ・タワー16階）

##### 2 事業主向けハラスメント防止対策の自主点検の呼びかけ（資料2）

### 3 セミナー

#### (1) 勤労者向け労働セミナー（資料1、3）

「ハラスメント防止セミナー ～自身や職場の仲間を守るために～」

【日時】令和6年12月6日（金）18:30～20:00

【場所】戸田市文化会館 301会議室

#### (2) 事業者向け労働セミナー（資料1、4、5）

「ハラスメント対策セミナー ～健全な労働環境の構築～」

【日時】令和6年12月18日（水）14:00～16:00

【場所】大宮ソニックシティビル棟 9階 906会議室

【内容】・法制度説明：埼玉労働局雇用環境・均等部

・講義講師：社会保険労務士・産業カウンセラー 稲葉 光弘 氏

・個別相談会（事前予約制・先着順）

「職場のハラスメント対策セミナー ～ハラスメントのない職場を目指して～」

【オンデマンド配信中】

【講師】特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・公認心理師 吉田 仁 氏

「カスタマーハラスメント対策セミナー」

【オンデマンド配信中】

【講師】特定社会保険労務士 高木 美香 氏

#### (3) 働く女性のハラスメント対策セミナー（資料1、6）

「働く女性を取り巻くハラスメントの現状と事例から考える対処法」

【日時】令和6年12月17日（火）18:30～20:00（オンライン開催（Zoom））

【講師】特定社会保険労務士 山口 恵美子 氏

本月間以外の期間も、職場のハラスメントに関するご相談に対応しています

#### ○ 埼玉労働局 雇用環境・均等部

<電話相談>

・パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）でお悩みの方

048-600-6262（9:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）

・セクハラ・いわゆるマタハラでお悩みの方

・企業のハラスメント防止対策について

048-600-6269（8:30～17:00 土日祝日年末年始を除く）

<来庁相談> さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

#### ○ ハラスメント悩み相談室 厚生労働省委託事業（運営：（株）東京リーガルマインド）

カスタマーハラスメント、就活ハラスメントに関する相談窓口

<メール相談・SNS相談>24時間受付、携帯電話・スマートフォン可

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



<添付資料>資料1 「12月は職場のハラスメント対策強化月間です」

資料2 「ハラスメント防止対策チェックシート」

資料3 令和6年度埼玉県労働セミナー（戸田会場）

資料4 令和6年度埼玉県労働セミナー（大宮会場・配信）

資料5 埼玉県労働セミナー カスタマーハラスメント対策

資料6 働く女性のハラスメント対策セミナー

12月

## 職場のハラスメント対策強化月間です

～県内企業のハラスメント対策を支援します！～

ハラスメント対策による職場環境の改善は、人手不足を回避する方法の一つです！

社内でのコミュニケーションが活性化し、従業員の生産性や働きやすさが向上することで休職者・離職者の減少が期待されます。

ハラスメント防止  
対策の情報はこちら

## 職場のハラスメント防止対策は企業の義務です！

&lt;事業主が雇用管理上講ずべきハラスメント防止措置&gt;

- 事業主の方針の明確化及びその周知啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- プライバシー保護、不利益取扱いの禁止

## セミナー

## 勤労者向け労働セミナー



## ハラスメント防止セミナー ～自身や職場の仲間を守るために～

産業カウンセラー・公認心理師 宮川 浩一 氏

日時: 12月6日(金)18:30~20:00 会場: 戸田市文化会館 301会議室

セミナーの  
詳細・お申込は  
こちらへ埼玉県マスコット  
「さいたまっち&コパトン」

## 事業者向け労働セミナー



## ハラスメント対策セミナー ～健全な労働環境の構築～

社会保険労務士・産業カウンセラー 稲葉 光弘 氏

日時: 12月18日(水)14:00~16:00 会場: 大宮ソニックシティビル棟 9階 906会議室

セミナー終了後の個別相談あり(要予約)



## 職場のハラスメント対策セミナー ～ハラスメントのない職場を目指して～

特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・公認心理師 吉田 仁 氏

オンデマンド配信(配信中)



## カスタマーハラスメント対策セミナー

特定社会保険労務士 高木 美香 氏

オンデマンド配信(配信中)

## 働く女性のハラスメント対策セミナー



## 働く女性を取り巻くハラスメントの現状と事例から考える対処法

特定社会保険労務士 山口 恵美子 氏

日時: 12月17日(火)18:30~20:00 オンライン開催(Zoom)

## 職場のハラスメント対策強化月間 特別相談窓口

—12月2日(月)~12月27日(金)—

埼玉労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー パワハラ、セクハラ、マタハラなどご相談ください

☎048-600-6262(9:00~17:00 土・日曜日、祝日、年末年始除く)

来局も可能です(さいたま市中央区新都心11-2ラッド・アクシス・タワー16階)

## 主催 埼玉県公労使会議

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉 (一社)埼玉県経営者協会 (一社)埼玉県商工会議所連合会  
埼玉県商工会連合会 埼玉県中小企業団体中央会 (一社)埼玉中小企業家同友会 埼玉経済同友会

【本強化月間に関するお問合せ先】

埼玉県多様な働き方推進課





☎ 048-830-4518

✉ a3960-09@pref.saitama.lg.jp








# ハラスメント防止対策チェックシート

## 防止対策としてあらかじめ講じなければならない措置

職場におけるハラスメントの内容・行ってはならない旨の方針を定めていますか	はい	いいえ	
ハラスメント行為者について、厳正に対処する方針・対処の内容を規定化していますか	はい	いいえ	
妊娠・出産等、育児休業等に関する否定的な言動が職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、制度等の利用ができることを明確化していますか	はい	いいえ	
ハラスメントの相談窓口を設置していますか	はい	いいえ	
相談窓口担当者が、ハラスメントに該当する否か微妙な場合であっても広く相談に対応する等体制を整備していますか	はい	いいえ	
相談対応にあたって、相談者・行為者・事実関係の確認に協力した第三者等のプライバシーを保護するための措置を講じていますか	はい	いいえ	
相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、解雇等不利益な取扱いをされない旨定めていますか	はい	いいえ	
上の項目すべてについて、 管理監督者、正社員、パート・アルバイト、派遣労働者等 <u>全ての労働者</u> に周知していますか	はい	いいえ	

## 相談があった場合に講じなければならない措置

事案が生じた場合、事実関係の迅速かつ正確な確認を行っていますか	はい	いいえ	
セクハラ行為者が他社の者の場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認に協力を求めていますか	はい	いいえ	
事実関係が確認できた場合、速やかに被害者への配慮の措置を行いましたか	はい	いいえ	
事実関係が確認できた場合、行為者に対する適正な措置を行いましたか	はい	いいえ	
相談者・行為者・事実関係の確認に協力した第三者等のプライバシーに配慮した対応をしましたか	はい	いいえ	
相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした解雇等不利益な取扱いをしていませんか	はい	いいえ	
ハラスメントがあったことが確認できた場合、再発防止措置を行いましたか	はい	いいえ	
ハラスメントがあったことが確認できなかった場合も再発防止措置を行いましたか	はい	いいえ	
妊娠・出産等に関するハラスメントの場合、業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者の実情に応じ、必要な措置を講じましたか	はい	いいえ	

右列にひとつでもチェックがある場合・・・措置義務への対応に不足があります。  
詳しくは、埼玉労働局HP（各項目の二次元バーコード）をご確認ください。



# 職場におけるハラスメント対策は事業主の義務です

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになり、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。

事業主の方は、ハラスメント防止対策の必要な措置を講じてください。

また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

## パワハラとは？

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される行為

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

隔離・仲間外し、無視等人間関係からの切り離しを行うこと

私的なことに過度に立ち入ること

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

暴行・傷害等身体的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと

## セクハラとは？

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害される行為

性的な冗談、からかい、質問

わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

性的な噂の流布

身体への不必要な接触

性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為

交際、性的な関係の強要

性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い等

その他、他人に不快感を与える性的な言動

## いわゆる マタハラとは？

職場において行われる、上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児・介護に関する制度等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される行為

※業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。

妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用することを阻害する言動、利用したことによる嫌がらせ等

妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

## 事業主が講じなければならない職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント）の防止措置とは？

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

詳しくは裏面のチェックシートでご確認ください

他にも講じることが望ましい措置もあります。

ハラスメント防止対策の資料・取組例等、埼玉労働局HPをご覧ください。

ハラスメント防止対策に関するご相談は、**埼玉労働局働用環境・均等部 048-600-6269**

（パワーハラスメントに関する労使間のトラブルのご相談は、お近くの**総合労働相談コーナー**へ）



セミナーを受講された方には、受講証明書を発行します！

参加  
無料

# 令和6年度 埼玉県労働セミナー



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっちゃん」

戸田  
会場

## ハラスメント防止セミナー

～自身や職場の仲間を守るために～

### 講義内容

近年、パワハラやセクハラ、マタハラ、カスハラなど職場におけるハラスメントは多様化しており、対処の仕方も複雑化しています。ハラスメント問題は、働く人のモチベーションの低下や休職・離職など大きな悪影響を及ぼします。働くすべての人がトラブルにあわないためには、ハラスメントの現状と対処法を学んでおくことが重要です。

本セミナーでは、ハラスメントを防ぐための知識とスキルについて専門家が事例を交えて解説します。

### 開催日

令和6年 12月6日（金） 18時30分～20時00分  
（18時00分 受付開始）

### 会場

戸田市文化会館 301会議室

### 定員

30名（申込順）※事前申込制

### 対象

主に勤労者  
事業主、その他関心のある方

### 講師



公認心理師  
産業カウンセラー

宮川 浩一氏

#### 講師プロフィール

株式会社NextEAP代表取締役。一般社団法人中小企業EAP普及推進協議会代表理事。

組織の活性化、職場改善の取組等を中心としたメンタルヘルス対策、ハラスメント対策のサポートを得意としている。





参加  
無料

12月は「職場のハラスメント対策強化月間」です

【事業者向けセミナー】

## 令和6年度 埼玉県労働セミナー

埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

会場開催

ハラスメント対策セミナー  
～健全な労働環境の構築～

(内容)

- 1 埼玉労働局による法制度説明
- 2 講義
  - ・カスタマーハラスメントなどハラスメントの現状
  - ・事業者として取り組むべきこと（予防策、対処法）
  - ・具体事例を交えたハラスメント対策

12月18日（水）

14時00分～16時00分

（受付開始：13時30分）

定員数：40名

（申込順・事前申込要）

会 場：ソニックシティビル棟  
9階 906会議室

▶ JR大宮駅

西口より徒歩約3分

※講義終了後、ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラ等）に関する個別相談会を開催します。なお、相談は申込順（5組程度）とします。

講師  
社会保険労務士  
産業カウンセラー

稲葉 光弘 氏

○講師プロフィール

20年間の会社勤務を経て、2012年社会保険労務士として独立開業。現在は、顧問先や相談機関での相談業務、私立大学キャリアセンターの就職活動アドバイザーのほか、公益財団法人や私立大学、専門学校の講師として幅広く活動中。

彩の国  埼玉県

埼玉労働局

公益財団法人  
埼玉県産業文化センター

オンデマンド配信（視聴にはお申込みが必要です）

職場のハラスメント対策セミナー  
～ハラスメントのない職場を目指して～

(内容)

- ・ハラスメントの基礎知識
- ・ハラスメント防止のために「しない させない されない」
- ・業務指導とパワハラ 等

配信期限：令和7年3月28日（金）

講師  
特定社会保険労務士  
シニア産業カウンセラー  
公認心理師

吉田 仁 氏

○講師プロフィール

民間企業の人事、営業部門等で約20年勤務。現在、埼玉産業保健総合支援センター促進員及び民間EAP会社のカウンセラー、特定社会保険労務士として個人ならびに組織のハラスメント、メンタルヘルス関係の相談等に応じている。

彩の国  埼玉県

埼玉労働局



独立行政法人労働者健康安全機構

埼玉産業保健総合支援センター

# お申込み（会場開催、オンデマンド配信ともにお申込みが必要です）

## 会場開催

### ハラスメント対策セミナー ～健全な労働環境の構築～

右の二次元コードまたは「埼玉県労働セミナー」で検索！

#### 【注意事項】

- ・個別相談会は、当セミナー申込完了後に申込可能となります。申込完了後に送付される通知メールをご確認ください。
- ・個別相談会は会場準備等により講義終了後から相談開始までお待ちいただく場合がございます。
- ・相談時間は1件につき30分以内となります。



[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80910](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80910)

#### 会場のご案内

ソニックシティビル棟 9階 906会議室

【所在地】

さいたま市大宮区桜木町1-7-5

【アクセス】

JR大宮駅西口から徒歩約3分



※ 御記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。

※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や、感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。

## オンデマンド 配信

### 職場のハラスメント対策セミナー ～ハラスメントのない職場を目指して～

右の二次元コードまたは「埼玉県労働セミナー」で検索！

#### 【注意事項】

- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書を発行いたしません。
- ・お申込みをした方に、動画視聴用URL及び講義テキストを掲載したサイトURLをメールにてお送りします。



[https://s-kantan.jp/pref-saitamau/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=53053](https://s-kantan.jp/pref-saitamau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=53053)

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

TEL 048-830-4515 FAX 048-830-4821

Mail a3960-09@pref.saitama.lg.jp

# カスタマーハラスメント対策

近年、職場におけるカスタマーハラスメント（顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為）が多発しています。

カスタマーハラスメントは従業員に過度な精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースもみられるなど、企業や組織に多大な損失を招くことも想定されます。

本セミナーでは、カスタマーハラスメントに関する基礎知識や、従業員を守るための対応法について専門家が詳しく解説します。

## ★ 講義内容 ★

厚生労働省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を解説した動画です。

カスタマーハラスメント対策の主なポイントを事業者向けにわかりやすく解説しています。

ポイントをまとめた要約版と、より詳しく解説した詳細版の2種類があります。

### 配信 内容

① 要約版 令和6年9月12日（木）配信開始  
「カスタマーハラスメント対策の重要ポイント」（約10分）

② 詳細版 配信中  
「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」  
（約80分）

### 講師



特定社会保険労務士 高木 美香 氏

#### 講師プロフィール

さいたま市で高木美香社会保険労務士事務所を設立。  
社会保険労務士として、企業の労務管理についてのアドバイスや規程作り、各種手続、給与計算などの実務を行うほか、ハラスメント防止コンサルタント、キャリアコンサルタントとしても、働きやすい職場環境作りを目指した活動を行っている。

どなたでもご視聴いただけます。

# カスタマーハラスメント対策

ご視聴は【二次元コード】または「埼玉県 労働セミナー」で検索！

埼玉県 労働セミナー

検索

## (主な内容)

- カスタマーハラスメントの基礎知識と対策の必要性
- カスタマーハラスメントの実態と対応例
- 企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策

### ・要約版 (約10分)

「カスタマーハラスメント対策の重要ポイント」



<https://youtu.be/qs9ZeYzU5dU>

### ・詳細版 (約80分)

「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」

(動画は3本に分かれております)

① <https://youtu.be/aZDI88ZjfOM>



② <https://youtu.be/UzekYuPu1Fg>



③ <https://youtu.be/jjmYKVRVgJ0>



## 注意事項

- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書を発行いたしません。



コバトン&さいたまっち

## お問合せ先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

TEL 048-830-4518 Mail: a3960-09@pref.saitama.lg.jp

主催 彩の国  埼玉県

今知りたい！

無料

予約制



# 働く女性の ハラスメント対策セミナー

～女性を取り巻くハラスメントの現状～



令和6年**12月17日**（火）

18:30～20:00

対象

働く女性、働きたい女性  
企業の人事労務担当者 など

形式

オンライン（Zoom）

申込

12月10日（火）締切

電子申請でお申込みください  
右側の二次元コード または  
下記のURLからお願いします



詳細は  
裏面へ

※ お申込みにあたり、いただいた個人情報は当事業の運営実施のみに使用し、  
それ以外の目的には使用しません。

お問合せ先

埼玉県産業労働部 人材活躍支援課 女性活躍支援担当

☎ 048-830-4541

✉ a4540-09@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0816/jyosei-onestopservice.html>



埼玉県マスコット  
コバトン&さいたまっちゃん

## 主な内容

ハラスメントの定義とは？ どう対策したらいいのか？  
職場でのコミュニケーションで「ハラスメントにあたるかな」と悩むことはありませんか？  
ハラスメントについて正しく学び、みんなで働きやすい職場を作っていきましょう！

- ハラスメントの種類と現状
- 相談窓口と法的処置
- 事例から考える対処法
- 質疑応答

## 講師



山口社会保険労務士・行政書士オフィス

代表 山口 恵美子 氏

(特定社会保険労務士、行政書士、ファイナンシャル・プランナー)

《プロフィール》

「企業とそこで働く方の架け橋」をモットーに、企業の人事労務管理、  
社会保険・労働保険の手続、創業に関する支援、年金相談・申請等に携わる。

埼玉県社会保険労務士会理事、埼玉県働く女性応援メンターなど、幅広く活躍中。

## 埼玉県女性キャリアセンターからのお知らせ

当センターでは、面談・オンラインによるキャリアカウンセリングや各種イベント、セミナー、求人検索、  
求人紹介など多数のメニューをご用意しております。

女性キャリアセンター



## 埼玉県「女性の『働く』を応援するワンストップサイト」のお知らせ

働く女性、働きたい女性の抱える様々な疑問、悩み、関心に対して  
ワンストップで情報提供を行うサイトです。ご活用ください。

埼玉県 女性 ワンストップ



## オンラインセミナーについて

- オンラインでのセミナーは、Zoomを利用して行います。
- PC、タブレット、スマートフォンを使ってご参加いただきます。
- インターネット接続環境が必要となります。  
※ Zoomの操作方法については、Zoom公式ホームページをご覧ください。
- 通信料は自己負担となります。
- お申込みいただいた方のみ受講いただけます。
- 複数端末からの受講は禁止いたします。
- セミナー内容の録音録画、web等外部への公開は固くお断りいたします。
- こちらのセミナーは受講証明書が発行されません。予めご了承ください。

